

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-7
提出年月日	令和5年6月23日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	とりまとめた資料-1	誤記訂正 (下線部参照) (旧) 【例:添付資料1.4.9-(3)】 (新) 【例:添付資料1.4.3】	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	とりまとめた資料-2 1.4-26	他条文の水平展開 (下線部参照) (旧) 燃料タンク (新) 燃料タンク (SA)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-42, 91, 128, 129, 130, 188, 189, 190	記載の適正化 (下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ (自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用) (新) B-格納容器スプレイポンプ	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-31, 70, 107, 108, 109, 170, 171	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-52, 58, 75, 91	条文間で記載表現を統一 (旧) ・SG直接給水用高圧ポンプ, 補助給水ピット 重大事故等対処設備である電動補助給水ポンプ等のバックアップであり, 運転不能を判断してからの準備となるので系統構成に時間を要するが, 揚程が高いポンプであることから蒸気発生器への注水手段として有効である。 (新) ・SG直接給水用高圧ポンプ, 補助給水ピット 系統構成に時間を要し, 蒸気発生器への注水開始までの所要時間が約60分となるため, 蒸気発生器がドライアウトするまでに確実な注水を確保することは困難であるが, 補助給水ポンプの代替手段として長期的な事故収束のための蒸気発生器への注水手段として有効である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-40, 45, 58, 70	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-92	以下の内容は、No.97にて更なる見直しを実施 記載の適正化（下線部参照） (旧) 事象の判別を行う運転手順 (新) 事象の判別を行う運転手順書	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-71	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4- 94, 113, 132, 133, 136, 142, 149, 162, 163, 165, 172, 186, 192, 193, 201	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (旧) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名で実施する。 操作については、 <u>中央制御室で通常の運転操作にて対応する。</u> (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。 <u>操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</u>	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4- 74, 95, 110, 112, 117, 121, 133, 143, 144, 146, 154, 167, 172, 174, 181	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-95	記載の適正化（下線部参照） (旧) i. 手順着手の判断基準 充てんポンプによる原子炉容器への注水開始後、又は充てんポンプの故障等により原子炉容器への注水を充てん流量等により確認できない場合に、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ビット水位が確保されている場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 充てんポンプによる原子炉容器への注水開始後、又は充てんポンプの故障等により原子炉容器への注水を充てん流量等にて確認できない場合に、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ビット水位が確保されている場合。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-77	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-115, 123	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 運転員 (中央制御室) 1名、 <u>運転員 (現場) 1名</u> ・・・ (新) 運転員 (中央制御室) 1名及び <u>運転員 (現場) 1名</u> ・・・	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 6. 0)」に反映済み
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-96, 103	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-123	記載の適正化 (下線部参照) (旧) i. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉容器への注水を代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合に、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉容器への注水が代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合に、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 6. 0)」に反映済み
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-103	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-129, 169, 189	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで260分以内で可能である。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-12「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT104 r.6.0）」に反映済み
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-108, 151, 170	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-130, 169, 190	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで185分以内で可能である。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-12「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT104 r.6.0）」に反映済み
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-109, 152, 171	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-130, 170, 191	条文内での記載表現を統一（下線部参照） (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで235分以内で可能である。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-12「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT104 r.6.0）」に反映済み
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-109, 153, 172	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-133	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (新) (i) 手順着手の判断基準 1次冷却材喪失事象時における再循環運転時において原子炉補機冷却機能喪失を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認した場合に、可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-111	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-135, 186, 201	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからBー充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水開始まで・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-115, 169, 180	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-151, 158, 181, 200	以下の内容は、No.127にて更なる見直しを実施 技術的能力1.5想定時間更新による水平展開で想定時間を修正を実施。（下線部を修正。） (旧) (e) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード開始まで565分以内で可能である。 (新) (e) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード開始まで645分以内で可能である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-r.6.0)	1.4-134, 139, 160, 178	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-152	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (旧) i. 手順着手の判断基準 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器へ注水されていることを補助給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器へ注水されていることを補助給水流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-r.6.0)	1.4-135	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-161	記載の適正化（下線部参照） (旧) i. 手順着手の判断基準 発電用原子炉停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、 <u>発電用原子炉</u> へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位確保されている場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 発電用原子炉停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、 <u>原子炉容器</u> へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位確保されている場合。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-r.6.0)	1.4-142	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-166, 173	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからB-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水開始まで・・・	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-12「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT104 r.6.0）」に反映済み
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-147, 154	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-175	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (旧) i. 手順着手の判断基準 電動主給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を主給水ライン流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 電動主給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への注水を主給水ライン流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-12「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT104 r.6.0）」に反映済み
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-156	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-187	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名により作業を実施した場合、作業開始を判断してからB-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水開始まで・・・	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-12「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT104 r.6.0）」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-169	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-192	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (旧) (i) 手順着手の判断基準 発電用原子炉停止中に原子炉補機冷却機能喪失を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認した場合に、可搬型大型送水ポンプ車により代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプ水位が確保されている場合。 (新) (i) 手順着手の判断基準 発電用原子炉停止中に原子炉補機冷却機能喪失を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認した場合に、可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプ水位が確保されている場合。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 6. 0)」に反映済み
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-173	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-194	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (旧) i. 手順着手の判断基準 発電用原子炉停止中にタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により蒸気発生器への注水されていることを補助給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 発電用原子炉停止中にタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により蒸気発生器への注水されていることを補助給水流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 6. 0)」に反映済み
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-175	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-208	誤記訂正 (下線部参照) (旧) 第1.4-37図 (新) 第1.4_37図	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-188	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-213	誤記訂正 (下線部参照) (旧) 代替非常用発電機及び可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順は、「1.14電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「燃料の補給の手順等」にて整備する。 (新) 代替非常用発電機及び可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順は、「1.14電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「燃料の補給の手順」にて整備する。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-195	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-254, 284, 285	第1.4.2表 監視計器一覧のうち、操作欄における同様手順の記載について、適正化を実施(補機冷却水(海水)通水に関する記載を削除)。 (旧) 1.4.2.1(2) b. (a) i. 「可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」の操作手順と同様である。 可搬型大型送水ポンプ車による冷却水通水については、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」のうち、1.5.2.1(5) a. 「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水」の操作手順と同様である。 (新) 1.4.2.1(2) b. (a) i. 「可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」の操作手順と同様である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-239, 269, 271	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-372, 374	代替所内電気設備において、既設新設区分の適正化を実施。 「新設」→「既設新設」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-367, 369	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-378, 379	電源構成図の各電源について、給電元の記載適正化を実施。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-373, 374	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-399	記載の適正化 「B-充てんポンプ (自己冷却)」→「B-充てんポンプ自己冷却運転」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-405	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-401	記載の適正化 「フレキシブル配管」→「可搬型ホース」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-409	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-406	記載の適正化 「トレンド監視」不可→「計測」不可	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-416	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-406	誤記訂正 「当たっては」→「あたっては」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-417	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-408	記載の適正化 「。」句読点追記	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 6. 0) 」に反映済み
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-418	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-420	相違理由の追加 【大飯】申請プラントの相違	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-423, 424, 435, 436	マスキング箇所の適正化 ・格納容器サンプの下端水位のマスキングを削除	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 6. 0) 」に反映済み
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-432, 433, 444, 445	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-440	誤記訂正 (下線部参照) 誤) 連通穴等 正) 連通管等	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-449	同上	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-442	以下の内容は、No.127にて更なる見直しを実施 技術的能力1.5作業時間更新による水平展開で作業時間の想定時間と訓練実績等時間の修正を実施。(下線部参照) (旧) 作業時間 (想定) : 290分 作業時間 (訓練実績等) : 210分 (新) 作業時間 (想定) : 335分 作業時間 (訓練実績等) : 240分	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-449	同上	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-441	可搬型ホース敷設ルート表の記載を統一のため修正 (下線部参照) (旧) T.P. 33.1m可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口 (新) T.P. 33m可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-452	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-444	「(重力注水経路)」の表を大飯同様の位置に移動(記載内容の変更は無し。)	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-12「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.6.0)」に反映済み
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-455	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-444, 445	代替格納容器スプレイポンプ及び蓄圧タンクによる「炉心注水」及び「代替炉心注水」の表現を、文書中の表現に統一して「原子炉容器への注水」に修正。	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-12「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r.6.0)」に反映済み
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-458, 459	同上	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-458	泊3号炉との比較対象の記載及び相違理由の記載の誤記を修正(下線部参照) (旧) 【比較のため、大飯3/4号炉 有効性評価5.2全交流動力電源喪失の添付資料5.2.2を掲載】 (新) 【比較のため、玄海3/4号炉 有効性評価5.2全交流動力電源喪失の添付資料5.2.2を掲載】	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-460	相違理由の追加 運用の相違 ・泊はCV内入退域者を名簿で管理するが、CV退避時には常駐する出入管理員が全作業員の退避完了を再確認する運用は大飯と同様	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-453	「1. 優先順位の考え方」と「3. 代替格納容器スプレイポンプ運転時の他機器への影響評価」の以下の記載を代替格納容器スプレイポンプの優先順位表の記載と統一（下線部参照） (旧) 原子炉容器への注水 (新) 原子炉容器への注水 <u>(落下遅延・防止)</u>	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-466	同上	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-466	相違箇所の青枠線の表示箇所の誤りを修正 代替格納容器スプレイポンプの優先順位表の「炉心損傷後」の上段に記載のある青色枠線（記載内容の相違）を「代替格納容器スプレイ」から「原子炉格納容器下部への注水」に付替え修正した。	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-454	表中の以下の記載を削除（下線部参照） 「参考資料① 代替格納容器スプレイポンプ各機能における手順着手の判断基準」の「代替炉心注水」の手順着手の判断基準の記載統一のため一部削除。 (旧) B-格納容器スプレイポンプ <u>(RHR S-CSS連絡ライン使用)</u> (新) B-格納容器スプレイポンプ	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-467	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-460	「2. 操作手順の解釈一覧」の誤記を修正。 他条文と統一し、「操作手順記載内容」及び「解釈」を修正した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-473	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-461, 463	「3. 弁番号及び弁名称一覧」の弁名称及び操作場所の誤記を修正。(下線部参照) 「3FCV-138 充てん流量制御弁」は重複して記載していたため、1項目削除した。 誤) 充てんライン流量制御弁 正) 充てん流量制御弁 A, B, C-主蒸気逃がし弁の操作場所 誤) 中央制御室 正) 中央制御室, 原子炉建屋T. P. 33. 1m 燃料移送管仕切弁の弁番号追加 誤) 二 正) 3V-FH-000	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-12 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 6. 0)」に反映済み
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-474, 476	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	全般	修正に伴う比較表の参照ページ番号の適正化	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	とりまとめた資料-11	記載の適正化 (下線部参照) (新) 発電用原子炉の冷却を維持する手順書等	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-22, 60, 215, 226, 367	「充てんポンプによる発電用原子炉の冷却」で使用する設備のうち自主対策設備に「常用電源設備」を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-16, 47, 200, 211, 362	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-41, 89, 219, 220, 232, 235	本文及び第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順の記載の適正化 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転の対処設備に「原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却設備)配管・弁」を重大事故等対処設備(設計基準拡張)から重大事故等対処設備に適正化	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-31, 68, 204, 205, 217, 220	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-50, 71, 223, 230, 376	「タービンバイパス弁による蒸気放出」で使用する設備として「常用電源設備」を追加	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-38, 55, 208, 215, 371	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-45	技術的能力1.6コメント反映 ii. 重大事故等対処設備と自主対策設備 可搬型大型送水ポンプ車等を自主対策設備に位置付ける理由のうち、「可搬型ホース等の運搬・接続作業に最短でも約●●分を要する」の表現について、先行PWRの審査実績を踏まえて、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース及びポンプ車等の運搬、接続作業に2時間以上を要するが、格納容器スプレイの代替手段であり、長期的な事故収束手段として有効である。 (新) 可搬型ホース等の運搬及び接続作業に時間を要するため、常設設備と比べて短時間での確実な注水を確保することは困難であるが、格納容器スプレイの代替手段であり、長期的な事故収束手段として有効である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-35	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-61	記載の適正化（下線部参照） （旧） B-格納容器スプレイポンプによる（RHRS-CSS連絡ライン）を使用した発電用原子炉の冷却 （新） B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による発電用原子炉の冷却	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-49	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-65, 72, 228	本文及び第1. 4. 1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 記載の適正化 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転の対処設備に「ほう酸注入タンク」を追加	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-51, 56, 213	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-75, 91	条文内及び条文間で記載表現を統一（下線部参照） （旧） <u>耐震性を有していないものの、</u> <u>耐震性を有しないものの、</u> （新） 耐震性が <u>ない</u> ものの、	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-57, 70	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-90	記載の適正化（下線部参照） (旧) また、以下の設備は、 <u>それぞれに示す理由から自主対策設備として位置付ける。</u> (新) また、以下の設備は <u>プラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。</u> <u>あわせて、その理由を示す。</u>	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-69	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-92, 214~235	本文1.4.1(2)d.「手順等」及び第1.4.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」に記載する手順書の名称について、以下のとおり記載表現を統一 ・本文1.4.1(2)d.「手順等」に記載する手順名称は、大飯3/4号炉と同様に表1.4.1表の「整備する手順書」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」で整理する記載表現とした。 ・表1.4.1表のヘッダーを「手順の分類」から「手順書の分類」へ修正。 ・表1.4.1表の「整備する手順書」の手順書名称について「・・・手順」と「・・・手順書」が混在していたため、すべて「・・・手順書」に統一 ・表1.4.1表の「整備する手順書」の「等」の記載を適正化（当該手段が複数の手順書に該当する場合は「手順書の分類」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」を記載している。なお、「等」に該当する手順については、技能1.0まとめ資料のうち、添付資料1.0.14_表2「技術的能力対応手段と運転手順等比較表」にて整理している）	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-71, 199~220	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-100, 123, 127, 187	条文内及び条文間で記載表現を統一 (下線部参照) (旧) 運転員 (現場) ○名により (新) 運転員 (現場) ○名にて	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-80, 103, 106, 169	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-103, 106, 110	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 非常用炉心冷却設備配管 (新) 非常用炉心冷却系の配管	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-87, 91, 92	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-105, 129, 168, 189, 310, 388	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」の要員数及び作業時間を変更 (下線部参照) 【操作の成立性】 (旧) 運転員 (中央制御室) 1名, 運転員 (現場) 2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合, 作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで260分以内で可能である。 (新) 運転員 (中央制御室) 1名, 運転員 (現場) 2名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合, 作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで200分以内で可能である。 【タイムチャート】 (旧) 要員数: 災害対策要員3名, 想定時間: 260分 (新) 要員数: 災害対策要員6名, 想定時間: 200分 【添付資料1.4.7-(1)】 (旧) 要員数: 3名, 想定時間: 260分 (訓練実績: 215分) (新) 要員数: 6名, 想定時間: 200分 (訓練実績: 160分)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-89, 108, 151, 170, 301, 388	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-106, 129, 169, 190	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水の手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (新) ・・・海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-90, 108, 152, 171	同上	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-108, 130, 169, 190, 312, 369, 371, 391	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」の要員数及び作業時間を変更(下線部参照) 【操作の成立性】 (旧) 運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで185分以内で可能である。 (新) 運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで145分以内で可能である。 【タイムチャート】 (旧) 要員数：災害対策要員3名、想定時間：185分 (新) 要員数：災害対策要員6名、想定時間：145分 【添付資料1.4.1-(5)】 (旧) 要員数：合計6名、想定時間：185分 (新) 要員数：合計9名、想定時間：145分 【添付資料1.4.7-(1)】 (旧) 要員数：3名、想定時間：185分(訓練実績：150分) (新) 要員数：6名、想定時間：145分(訓練実績：115分)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-91, 109, 152, 171, 303, 364, 366, 395	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-111, 130, 170, 191, 314, 370, 371, 394	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで235分以内で可能である。 (新) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水開始まで200分以内で可能である。 【タイムチャート】 (旧) 要員数：災害対策要員3名、想定時間：235分 (新) 要員数：災害対策要員6名、想定時間：200分 【添付資料1.4.1-(6)】 (旧) 要員数：合計6名、想定時間：235分 (新) 要員数：合計9名、想定時間：200分 【添付資料1.4.9-(1)】 (旧) 要員数：3名、想定時間：235分（訓練実績：190分） (新) 要員数：6名、想定時間：200分（訓練実績：160分）	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-93, 109, 153, 172, 305, 365, 366, 399	同上	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-112	条文内で記載表現を統一（下線部参照） (新) i. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、低圧再循環運転による原子炉容器への注水が低圧注入流量等にて確認できない場合に、再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-94	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-94, 113, 122, 123, 165, 186, 187	記載の適正化（下線部参照） （旧） B－充てんポンプ B－格納容器スプレイポンプ （新） B－充てんポンプ（自己冷却） B－格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用） B－格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-76, 95, 102, 103, 146, 168, 169	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-127	条文内及び条文間の整合を図るため以下の記載を削除 （旧） 可搬型ホースの接続作業はカブラ接続であり、容易かつ確実に接続できる。	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-107	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-134, 167, 185	条文内及び条文間で記載表現を統一（下線部参照） （旧） 災害対策要員〇名により （新） 災害対策要員〇名にて	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-112, 148, 165	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-139, 143	記載の適正化（下線部参照） (旧) 原子炉格納容器圧力 (新) 格納容器圧力	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-119, 128	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-146, 154, 176, 196, 375	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 運転員（中央制御室）1名，運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで350分以内で可能である。 (新) 運転員（中央制御室）1名，運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで230分以内で可能である。 【添付資料1.4.1-(11)】 (旧) 要員数：合計5名，想定時間：350分 (新) 要員数：合計8名，想定時間：230分	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-131, 136, 157, 176, 370	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-147, 155, 177, 197, 375	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで260分以内で可能である。 (新) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで180分以内で可能である。 【添付資料1.4.1-(11)】 (旧) 要員数：合計5名、想定時間：260分 (新) 要員数：合計8名、想定時間：180分	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-132, 137, 157, 176, 370	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-147, 154, 176, 196	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水の手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (新) ・・・海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-131, 137, 157, 176	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-148, 156, 178, 198, 376	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで325分以内で可能である。 (新) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで205分以内で可能である。 【添付資料1.4.1-(12)】 (旧) 要員数：合計5名、想定時間：325分 (新) 要員数：合計8名、想定時間：205分	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-132, 138, 158, 177, 371	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-151, 158, 181, 200, 376, 440	技術的能力1.5の作業内容の見直しに伴い、以下の手順の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード】 ・本文 (旧) 565分以内 (新) 445分以内 ・添付資料1.4.1-(12) (旧) 要員数：合計6名、想定時間：565分 (新) 要員数：合計9名、想定時間：445分 ・添付資料1.4.20-(1) (旧) 想定290分、訓練実績等210分 (新) 想定235分、訓練実績等195分	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-134, 139, 160, 178, 371, 451	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-161	脱字訂正 (下線部参照) (新) i. 手順着手の判断基準 発電用原子炉停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-142	同上	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-180	条文内で記載表現を統一 (下線部参照) (新) なお、海水を蒸気発生器へ注水する場合・・・	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-159	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-207	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 格納容器入口付近 (新) 原子炉格納容器入口付近	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-186	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-216	第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 記載の適正化 「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」及び「B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転」の「整備する手順書」欄に以下を追加した。 ・余熱除去設備の異常時における対应手順書 「手順書の分類」欄に以下を追加した。 ・故障及び設計基準事故に対処する運転手順書	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-201	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-216, 217, 227, 232	第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 発電用原子炉への注水 (新) 原子炉容器への注水	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-201, 202, 212, 217	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-217	第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 誤記訂正 (下線部参照) (旧) 非常用交流電源設備※2 (新) 非常用交流電源設備※1	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-202	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-219, 220, 232, 235	第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 記載の適正化 (下線部参照) (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-204, 205, 217, 220	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-236	第1.4.2表 監視計器一覧 (1/61) 記載の適正化 充てんポンプによる原子炉容器への注水において、下記の監視計器を追加した。(原子炉停止時の充てんポンプによる原子炉容器への注水と整合を図った。) ・ほう酸タンク水位 ・1次系純水タンク水位	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-221	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-273	第1.4.2表 監視計器一覧 (38/61) 記載の適正化 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転において、本文手順と整合させるため、操作の監視計器一覧の記載を適正化した。(本文では操作手順を飛ばす構成としていない) (旧) 1.4.2.1(1)c.(a)「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」の操作手順と同様である。 (新) 操作に必要な監視計器を追記した。	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-256	同上	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-274～294	第1.4.2表 監視計器一覧 (39/61)～(59/61) 記載の適正化 (旧) 1.4.2.3 発電用原子炉停止中の場合 (新) 1.4.2.3 発電用原子炉停止中における対応手順	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-257～262, 265～269, 271～278	同上	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-298	第1.4.3表 記載の適正化。下線部参照。 (旧) 2次冷却設(補助給水設備)ポンプ・弁 (新) 2次冷却設備(補助給水設備)ポンプ・弁 また、2次冷却設備(補助給水設備)ポンプ・弁の給電元の追記を実施。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-282	同上	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-299	第1.4.1図 機能喪失原因対策分析 (1/2) 誤記訂正 (下線部参照) (旧) ※2 ※3 (新) ※3 ※4 (旧) 原子炉補機冷却海水設備A系配管ストレーナ (新) 原子炉補機冷却海水設備A系ストレーナ (旧) 1次冷却材喪失出ない場合及び停止中 (新) 1次冷却材喪失事象が発生していない場合及び発電用原子炉停止中	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-283	同上	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-299, 300	第1.4.1図 機能喪失原因対策分析 (1/2) (2/2) 記載適正化 (下線部参照) (新) 発電用原子炉運転中 (新) 発電用原子炉停止中 (新) 発電用原子炉停止時のみ (旧) フロントライン系の代替設備・手段による対応 サポート系の回復操作による対応 (新) フロントライン系の対応 サポート系の対応 (旧) 配管及び高圧注入ポンプ及び・・・ (新) 配管、高圧注入ポンプ及び・・・ (旧) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電 (新) 電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 (新) PC/C故障	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-283, 284	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-301	概要図1.4.2図 記載の適正化 C-充てんポンプ近くの不要な「C」を削除	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-291	同上	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-302, 304, 307, 309, 311, 313, 315, 316, 318, 326, 328, 332, 333, 338, 339	概要図1.4.3, 5, 8, 10, 12, 14, 16, 17, 19, 24, 26, 29, 30, 35, 36図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 消火設備 (新) 消火栓設備	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-293, 295, 298, 300, 302, 304, 306, 308, 310, 320, 322, 326, 327, 332, 335	同上	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-308	タイムチャート 1.4.9図記載内容適正化 (旧) ディーゼル駆動装荷ポンプ (新) ディーゼル駆動消火ポンプ	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-299	同上	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-307, 322	概要図1.4.8, 21図 操作対象機器の注記に関する記載の適正化 (下線部参照) (旧) どちらか一方を起動する。 (新) どちらか <u>1</u> 台を起動する。	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-298, 314	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-344, 347, 351, 357, 361	概要図1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 格納容器 (新) 原子炉格納容器	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-340, 343, 346, 352, 356	同上	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-345, 346, 348, 349, 351, 352, 359, 360, 363, 364	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 消火設備 (新) 消火栓設備	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-341, 342, 344, 346, 347, 354, 355, 358, 359	同上	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-345	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 原子炉 (新) 原子炉容器	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-341	同上	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-350	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 代替再循環 (新) 代替再循環運転	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-345	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-350, 353, 355, 359, 363	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 原子炉 (新) 発電用原子炉	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-345, 348, 350, 354, 358	同上	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-350	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) 可搬型大型送水ポンプ車による補機冷却水 (海水) 通水において、本文と整合を図るため、記載の適正化を実施した。(本文では操作手順を他条文へ飛ばす構成としているため、※書きを追記した。) ※1 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-345	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-353, 355, 357, 359, 361, 363	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の準備 (新) 可搬型大型送水ポンプ車使用準備	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-348, 350, 352, 354, 356, 358	同上	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-355	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却 (新) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-350	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-359, 363	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 1次系 (新) 1次冷却系	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-354, 358	同上	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-359	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 代替炉心注水 (新) 原子炉容器への注水	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-354	同上	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-364	フローチャート1.4.40図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ (CSS-RHRS連絡ライン使用) (新) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用)	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-359	同上	
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-379	添付資料1.4.2「対応手段として選定した設備の電源構成図」の記載を適正化 【添付資料1.4.2-(2)】 ・「非常用炉心冷却設備 (高圧注入系) 弁」の脱字訂正 ・給電対象に「タービンバイパス弁」を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-374	同上	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-365～377	添付資料1.4.1「審査基準，基準規則と対処設備との対応表」について，整理方法を以下のとおり適正化 (旧) 同一の対応手段において，フロント系故障時及びサポート系故障時に使用する設備を分けて整理 (新) 同一の対応手段において，フロント系故障時及びサポート系故障時に使用する設備をまとめて整理 適正化に伴い，本対応表の構成枚数変更 (15枚構成→13枚構成)	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-360～372	同上	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-366～372, 374	添付資料1.4.1「審査基準，基準規則と対処設備との対応表」について，既設・新設の区分を適正化	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-361～367, 369	同上	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-368	添付資料1.4.1-(4)について，記載の適正化を実施 (下線部参照) (旧) 格納容器スプレイポンプ (新) <u>B</u> 格納容器スプレイポンプ	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-363	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-371	「格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【添付資料1.4.1-(7)】 ・代替給水ピット (旧) 要員数：合計6名，想定時間：185分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：145分 ・原水槽，2次系純水タンク，ろ過水タンク (旧) 要員数：合計6名，想定時間：235分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：200分	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-366	同上	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-373	「可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転」時に使用する機器として以下を追加 ・原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-368	同上	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-374	「格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによる残存熔融炉心の冷却」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【添付資料1.4.1-(10)】 ・代替給水ピット (旧) 要員数：合計6名，想定時間：275分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：170分 ・原水槽，2次系純水タンク，ろ過水タンク (旧) 要員数：合計6名，想定時間：310分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：225分 ・非常用取水設備 (旧) 要員数：合計6名，想定時間：335分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：225分	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-369	同上	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-380	添付資料1.4.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化（他の審査項目の資料と記載の横並び） ・容量の「/基」, 「〇台当たり」等の削除	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-378	同上	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-381, 383～386, 397, 401	添付資料「操作の成立性」について、記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) 操作 (新) 作業	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-379, 382～385, 403, 409	同上	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-382, 383, 385, 386, 388, 390, 391, 393, 394, 396, 404, 405, 440～442	「原子炉建屋」の建屋名称について、操作エリアを特定した記載とする箇所は「周辺補機棟」へ修正を実施。	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 6. 0)	1. 4-381, 382, 384, 385, 386, 388, 393, 394, 395, 397, 398, 399, 401, 402, 414, 415, 448, 451, 453	同上	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 7. 0)	1. 4-388	添付資料「操作の成立性」について、記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) 事故時環境下 (新) 事故環境下	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-389	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-388, 391, 394	可搬型ホース敷設個所の表における接続口箇所、ホースの敷設長さ及び本数を適正化。(他の審査項目の資料と記載の横並び)	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-390, 396, 400	同上	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-391, 394	添付資料「操作の成立性」について、記載の適正化を実施(下線部参照) (旧)○○へ挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入可能である。 (新)○○へ挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-395, 399	同上	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-391, 440	添付資料「操作の成立性」について、記載の適正化を実施(下線部参照) (旧)可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。 (新)可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-395, 451	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-388, 391, 394, 440	添付資料「操作の成立性」について、記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) 作業 (新) 操作	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-388, 395, 399, 451	同上	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-399	添付資料1.4.12について、記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) B-充てんポンプ(自己冷却) (新) B-充てんポンプ自己冷却運転	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-405	同上	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-402	添付資料1.4.15について、記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) アンユラス空気浄化設備ダンパへの代替IAの供給等 (新) アンユラス空気浄化設備ダンパへの代替IAの供給	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-411	同上	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-411	添付資料1.4.15(8)について、「設備名称の相違」色塗りの適正化	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-412	添付資料1.4.15について、相違理由欄に記載している手順飛び先の番号適正化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-403	添付資料1.4.15について、記載の適正化（下線部参照） (旧) 炉心注水 (新) 原子炉容器への注水	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-412, 413	同上	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-406～410	添付資料1.4.17を最新化 上記と同じ資料である技術的能力添付資料1.15.12の内容へ最新化	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-416～420	同上	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-411～438	添付資料1.4.18を最新化 上記と同じ資料である技術的能力添付資料1.8.4の内容へ最新化	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-421～448	同上	
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-426	大飯を比較対象とする項目のため、再掲していた伊方3号炉の記載を削除。	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-443	添付資料1.4.21を最新化 上記と同じ資料である有効性評価添付資料7.4.2.2の内容へ最新化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-455	同上	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-458	記載の適正化 (段ずれ修正)	
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-444, 445	添付資料1.4.22を最新化 上記と同じ資料である有効性評価添付資料7.4.2.1の内容へ最新化	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-458, 459	同上	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-446～448	添付資料1.4.23を最新化 上記と同じ資料である有効性評価添付資料7.4.1.1の内容へ最新化	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-460～462	同上	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-449, 450	添付資料1.4.24について、記載の適正化 (下線部参照) (旧) 格納容器 (新) <u>原子炉格納容器</u> (旧) 切替 (新) 切替え (旧) 切替える (新) <u>切り替える</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-463, 464	同上	
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-451	添付資料1.4.25について、泊3号炉特有の管理水位であることが分かるよう、記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) 1次冷却系統 (新) 1次冷却材系統 (旧) この時の水抜きレベルはノズルセンター+10cmであり、蒸気発生器作業や1次冷却材ポンプ作業を効率的よく行うためにもミッドループ運転が必要とされている。 (新) 泊3号炉において、この時の水抜きレベルはノズルセンター+10cmであり、蒸気発生器作業や1次冷却材ポンプ作業を効率的よく行うためにもミッドループ運転が必要とされている。 ・「+10cm」 マスキング追加	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-465	同上	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-454	添付資料1.4.26「代替格納容器スプレイポンプにおける優先順位の考え方及び他の機器への相互の悪影響について」の記載を適正化（下線部参照） 全般 ・原子炉→原子炉容器 ・格納容器圧力→原子炉格納容器圧力 ・格納容器→原子炉格納容器内 ・格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度 → <u>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）</u>	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-467	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-454	添付資料1.4.26「代替格納容器スプレイポンプにおける優先順位の考え方及び他の機器への相互の悪影響について」の記載を適正化（下線部参照） 代替炉心注水【炉心損傷後（SA）】 （旧） B－格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉への注水をB－格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保され、代替格納容器スプレイポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合。 （新） B－格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉容器への注水がB－格納容器スプレイ流量等にて確認できず、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保され、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水に使用していない場合。	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-467	同上	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-454	添付資料1.4.26「代替格納容器スプレイポンプにおける優先順位の考え方及び他の機器への相互の悪影響について」の記載を適正化（下線部参照） 代替格納容器スプレイ【炉心損傷前（SA）】 （旧） 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（0.127MPa[gage]）以上かつ、格納容器スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイを格納容器スプレイ流量等で確認できない場合に、燃料取替用水ピットの水位が再循環切替水位以上確保されている場合。 また、格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ、格納容器スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイを格納容器スプレイ流量等で確認できない場合及び格納容器内自然対流冷却により格納容器内が冷却状態であることを格納容器圧力等で確認できない場合に、燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 （新） 原子炉格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（0.127MPa[gage]）以上かつ、格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを格納容器スプレイ流量等で確認できない場合に、燃料取替用水ピットの水位が再循環切替水位以上確保され、代替格納容器スプレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合。 また、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ、格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを格納容器スプレイ流量等で確認できない場合及び格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器圧力が低下しない場合に、燃料取替用水ピット等の水位が確保され、代替格納容器スプレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-467	同上	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-454	添付資料1.4.26「代替格納容器スプレイポンプにおける優先順位の考え方及び他の機器への相互の悪影響について」の記載を適正化（下線部参照） 代替格納容器スプレイ【炉心損傷後（SA）】 （旧） 【1.6 格納容器破損を防止するための格納容器冷却】 格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイを格納容器スプレイ流量等で確認できない場合及び格納容器内自然対流冷却により格納容器内が冷却状態であることを格納容器圧力等で確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水ビット等の水位が確保されている場合。 （新） 【1.6 格納容器破損を防止するための格納容器冷却】 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により、 <u>原子炉格納容器内</u> へのスプレイを格納容器スプレイ流量等で確認できない場合及び格納容器内自然対流冷却により <u>原子炉格納容器圧力が低下しない場合に、原子炉格納容器内</u> へスプレイするために必要な燃料取替用水ビット等の水位が確保されている場合。	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-467	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-454	添付資料1.4.26「代替格納容器スプレイポンプにおける優先順位の考え方及び他の機器への相互の悪影響について」の記載を適正化（下線部参照） 代替格納容器スプレイ【炉心損傷後（SA）】 （旧） 【1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止】 格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイを格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合及び格納容器内自然対流冷却により格納容器内が冷却状態であることを格納容器圧力等で確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 （新） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器へのスプレイを格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合及び格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器圧力が低下しない場合に、原子炉格納容器内へスプレイするために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-467	同上	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.7.0)	1.4-454	添付資料1.4.26「代替格納容器スプレイポンプにおける優先順位の考え方及び他の機器への相互の悪影響について」の記載を適正化（下線部参照） 代替格納容器スプレイ【炉心損傷後（SA）】 （旧） 【1.8 格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却】 格納容器再循環サンプ水位（広域）が71%未満で、かつ、格納容器スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイを格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 （新） 【1.8 格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却】 格納容器再循環サンプ水位（広域）が71%未満で、かつ、格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器下部への注水が格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.6.0)	1.4-467	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
以上、5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-115	女川欄の記載を適正化（下線部参照） 相違理由欄に記載表現の相違を追加した。 (旧) なお、常設代替交流電源設備に関する手順は「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。 (新) なお、常設代替交流電源設備に関する手順等は「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-122	記載の適正化（下線部参照） (旧) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名により・・・ (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名にて・・・	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-102	同上	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-170	大飯欄の手順着手の判断基準の記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) i . 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHR S-CSS連絡ライン）の故障等により・・・ (新) iii . 操作の成立性 A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHR S-CSS連絡ライン使用）の故障等により・・・	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-236～246, 248～255, 258, 260～262, 265～274, 276～283, 286, 289～291, 293～296	監視計器一覧（第1.4.2表）の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一（下線部参照） (旧) 原子炉圧力容器内への注水量 (新) 原子炉圧力容器への注水量	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-221～230, 232～237, 239, 240, 242, 244～246, 248～257, 259～262, 265～268, 272, 274～280	同上	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-247～ 251, 253, 255, 256, 258, 260, 262, 263, 265～267, 274, 276, 278, 280～ 282, 284, 286, 287, 289～294	監視計器一覧 (第1.4.2表) の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-231～237, 240, 242, 244, 246, 248～ 250, 257, 259, 261, 265～267, 269, 272, 274～278	同上	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-266	大飯欄の記載適正化を実施 「監視計器一覧(41/48)より抜粋して掲載」追記	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-283	大飯欄の記載適正化を実施 第1.4.2図について、「比較のため、順序入れ替え」追記及び該当箇所を示す青枠線追加	
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4- 381, 382, 385, 386, 390, 393, 396, 397, 400, 401, 404, 405, 440, 441, 442, 460, 461, 462	屋内における操作又は作業場所のエレベーション表記を見直し 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙30」の名称と統一 (例) (旧) 14.3m (新) 10.3m (中間床)	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4- 379, 380, 381, 384, 385, 393, 394, 397, 398, 401, 402, 403, 407, 409, 414, 415, 451, 453, 454, 474, 475, 476	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-388, 389, 391, 392, 394, 395	屋外作業のエレベーション表記を見直し（下線部参照） 【添付資料1.4.7「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.4.8「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外(代替給水ビット周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.4.9「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外(原水槽周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.4.7, 1.4.8, 1.4.9 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P.○m (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉、画像タイトルの記載は大飯と同様。	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-388, 390, 395, 396, 399, 400	同上	
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-388, 391, 394	可搬型ホース接続口の名称を適正化（下線部参照） 接続口の名称を技能1.0及びSA43条まとめ資料と統一 【添付資料1.4.7-(1), 1.4.8-(1), 1.4.9-(1)】 (旧) ・T.P.10m東側接続口 ・T.P.33m西側接続口 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-390, 396, 400	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-443	1.8の水平展開で大飯欄の以下の記載を削除した。 (旧) 【比較のため、川内1/2号炉の添付資料1.8.4を掲載】(比較箇所のみ抜粋) なお、運転中の定期的な巡視において、原子炉下部キャビティ連通穴、小扉及び格納容器再循環サンプスクリーンの周辺に、閉塞に繋がる異物がないことを目視にて確認する。また、定期的に小扉及び連通穴の健全性確認を実施する。	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-441	「可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」の作業の成立性を整理した添付資料を適正化 【添付資料1.4.20-(1)】 ・画像のうち「可搬型ホース敷設(屋外T.P.33.1m)」へ「作業風景は類似作業」を追記	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-453	同上	
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-465	大飯欄の記載適正化を実施(下線部参照) (旧) 1次冷却系統 (新) 1次冷却系 (旧) 余熱除去ポンプへの空気巻き込みによる・・・ (新) 余熱除去ポンプへの <u>空気</u> の巻き込みによる・・・ (旧) 作業を効率的よく行うためにも・・・ (新) 作業を効率よく行うためにも・・・	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-451	添付資料1.4.25について、大飯欄の修正に伴い、記載の適正化を実施(下線部参照) (旧) 1次冷却材系統 (新) 1次冷却系 (旧) 余熱除去ポンプへの空気巻き込みによる・・・ (新) 余熱除去ポンプへの <u>空気</u> の巻き込みによる・・・ (旧) 作業を効率的よく行うためにも・・・ (新) 作業を効率よく行うためにも・・・	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-465	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-461	添付資料1.4.28「3. 弁番号及び弁名称一覧 (2/3)」B-充てんポンプ補機冷却水に係る弁の操作場所について、記載の適正化を実施 (下線部参照) (旧) 周辺補機棟T.P. 10.3m (新) <u>原子炉補助建屋</u> T.P. 10.3m	
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-475	同上	
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.8.0)	1.4-454, 456	添付資料1.4.26及び1.4.27において下記の記載を適正化 (旧) 概略系統 (新) 概要図	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.7.0)	1.4-468, 470	同上	